

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第18回）開催結果概要

### 1 日時

平成19年1月31日（水）午前10時から午後零時20分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，河合健司，河村博，酒巻匡，仙田満，  
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村愼総務局第一課長，小林宏司民事局第一・三課長，  
佐伯恒治刑事局参事官，早田尚貴行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）新委員の紹介

戸倉審議官から，河村博委員が紹介された。

#### （2）意見交換

##### ① 刑事第一審訴訟事件に関する統計的な分析について

佐伯刑事局参事官から，資料1に基づき，刑事第一審訴訟事件に関する事件票  
が改訂された項目の統計的な分析について説明がされた。

（前田委員）

公判前整理手続については，裁判体によっても多少異なるとは思いますが，事前に  
事実上の打合せを何回か行った上で，最後に正式な公判前整理手続期日を入れる  
ことが多いと思われる。資料1-2の図2の公判前整理手続期日には，このよう  
な打合せ期日もカウントされているのか。

（佐伯刑事局参事官）

打合せ期日はカウントせずに，正式な期日だけの統計をとっている。

(酒巻委員)

資料 1 - 2 の図 3 を見ると、合議事件では、公判前整理手続の期間はそれなりにかかっているが、事件処理全体にかかる期間は短縮されている、あるいは、開廷回数も従来より減っているといった、制度設計者の予想と同様の効果が発揮されていると感じた。ただ、公判前整理手続には、正式な期日を開く場合のほか、期日は開かなくても、書面のやりとり等で争点整理を進めていくことも併用できるはずだが、事件票では正式な期日しか分からない。期日以外のものの調査は難しいのか。

もう一点、将来の裁判員裁判では、自白事件も否認事件も公判前整理手続の対象となる。しかし現段階では、私自身は、公判前整理手続は否認の複雑困難な事件で行われるものだと思っていた。今回の資料を見ると、公判前整理手続を実施した事件のうち、自白事件と否認事件とが半々となっているが、自白事件で公判前整理手続を行うのは、どのような場合なのか。

(佐伯刑事局参事官)

まず、酒巻委員御指摘の一点目について、事実上の打合せを重ねた上で公判前整理手続を行うのは、まさにそのとおりであり、その回数を調べることは不可能ではないが、事実上の打合せの中には、正式な期日に近いものから電話による打合せなど色々な形態があり、どこまでを含めて考えるべきか難しい面がある。また、公判前整理手続全体の期間や公判前整理手続期日の回数の統計だけでも、公判前整理手続がかなり密な間隔で行われているという傾向は出ているので、事実上の打合せも統計資料として更に必要かどうかは、本日いただいた御指摘を踏まえて検討したい。

次に、自白事件で公判前整理手続を実施しているものについては、詳細な運用状況は把握していないが、恐らく今後導入される裁判員制度を見据えて、自白事件でも裁判員裁判対象事件になるものについて試行的に実施しているものが、数字に反映されているのではないかと考えられる。

(前田委員)

資料1-2の図2を見ると、公判前整理手続期日の回数が平均2.1回となっているが、実際は、これ以外にも正式な期日に近い密度の濃い打合せが相当程度行われていると経験上感じるので、正式な公判前整理手続期日だけでは実態を反映していないのではないかという印象を受ける。こういった実態がより分かるような形のものが、統計的に出せるのであれば、出していただきたい。

(戸倉審議官)

事件票は、恒常的に統計をとる項目として基本的に法律の根拠があるものに限っているところであるが、御指摘の打合せ期日などは、議論をする上で必要であれば、別途調査することになるのだろう。まだ、運用が固まっていない面があるが、今後、実情の把握に必要であれば、打合せ期日自体の調査も検討したい。

(河村委員)

裁判員裁判では、当然、自白事件であっても、争点があるかないか、情状立証をどうするかを含めた立証計画をたてることになる。公判前整理手続の導入により、自白事件についても密度の濃い手続形態を取れるようになったので、裁判員裁判が始まるまでに、各庁で積極的に利用して母数を増やしていくことにより、効果が明らかになっていくと思う。

(中尾委員)

例えば、資料1-2の図2で、自白事件で公判前整理手続に付されているのに期日回数がゼロとなっているのはどういうことか疑問だったが、前田委員の御指摘で意味が分かった。このように、単に事件票上で表れたものだけでは、誤解を与えてしまうこともあるので、より密度の濃いデータが必要だと思う。

また、今回の資料では、否認事件では、公判前整理手続の導入により審理期間や人証数が絞り込まれていることが統計上顕著に表れているが、自白事件では逆の傾向もあり、公判前整理手続をした事件の方が審理期間が長くなっており、取調べ人証数も若干増えている。これは期日間整理手続のデータでも顕著に出ている。

る。この点について、先ほどの事務局の説明では、自白事件で各整理手続に付されたものの数が少ないため、その事件の個性や種類が表れているのではないかということだったが、そうではなく、自白事件でも、より細やかで密度の濃い争点整理や立証計画が立てられたことにより、従前の審理に比べて、丁寧な、充実の観点に沿う形での審理が行われる傾向になったことが表れていると読めないだろうか。このあたりが分かるような、もっと細やかな検討ができれば思う。

(佐伯刑事局参事官)

いずれにせよ、今回お示ししたのは平成18年1月から6月までの半年分だけなので、今後、データの蓄積により分析が進んでいくことになると思われる。

(河合委員)

東京地裁の場合、公判前整理手続は、施行直後の平成18年前半は実施件数が少なかったが、平成18年後半以降は急激に実施件数が増えているので、今後、データはかなり蓄積されるだろう。

(高橋座長)

前田委員の御指摘の点は、可能であれば検討していただくとして、迅速化の観点からはどのようなことが言えるだろうか。公判前整理手続をだらだらとやっているわけではないということは言えるようだが。

(戸倉審議官)

密度の濃いものをやるべきというのは当然の前提であり、第1回公判期日までの期間が大幅に延びていれば何をやっているのだと問題にもなるだろうが、やはり、その期間がそれほど延びていくことがないということがむしろ重要な要素だろうと思っている。

(高橋座長)

中尾委員の言われた充実の観点もデータに基づいて出すことができれば、報告書の記述もしやすくなると思われる。

(河村委員)

資料 1 - 2 の第 5 の追起訴には訴因変更はカウントしているのか。

(佐伯刑事局参事官)

訴因変更はカウントしていない。一番最後の追起訴の時期を統計で出せるようにしたものである。

(飯田委員)

刑事裁判では、最初に一括して起訴されるものがある一方、資料 1 - 2 の図 2 2 にあるように、かなり後になって追起訴がされているものもあるが、どうしてこのような形になるのか。今後、公判前整理手続が徹底され、また裁判員裁判が始まることにより、この辺りは変わってくるのか。

(河村委員)

一般論としては、一つの犯罪のために使える身柄拘束の期間が定まっており、一方で、起訴するには相当程度の嫌疑が認められるだけの証拠を集める必要があるため、すべての犯罪を一括して起訴することはできないし、すべての事件の起訴が終わるまで手続を止めるのは、当事者の防御という点でも相当でないだろう。ただし、余罪の追起訴を待たずに裁判が終わってしまうような場合には、いくつかの裁判の執行段階で調整することになる。

裁判員裁判の場合については、個人的には、裁判員となった一般の方の負担も考慮すると、一つの裁判体で扱うことができる事実審理の量にも限界があるのではないかと思われる。この点については、現在、法務省などで検討されている。

(戸倉審議官)

検察官としては、警察から送致されたものでまとめて起訴できるものはそうしていると思うが、事件数が多いものや、全国的な範囲で行われた犯罪などは、すべての事件を一括して起訴することは難しい。また、裁判所の立場から見ると、数件の事件を一括して裁判をすることによって、たしかに審理が延びるのは被告人にとって不利益だが、併合罪の利益もあるので、弁護人の意見を聴いた上で、どういう形で審理を進めるか考えている。また、個々の事件の関連性が非常に強

い場合など、別々に審理をすることが非効率な場合には追起訴を待つこともある。

(河村委員)

言われたような併合罪の利益があるのは、刑罰の種類が同じ場合に限られることも付言しておく。また、事件相互が関連している場合だけでなく、全体として、質的に異なる刑罰を科すのが相当とされるものもある。

(中尾委員)

資料1-2の図22で最後の追起訴まで1年を超えるようなものが39件あるが、これは、どういう事件をイメージすればよいのか。

(河村委員)

広域で行われた窃盗事件や複数の共犯者グループで行った組織的な犯罪など、人的、地理的、いろいろな要因が重なっているのだと思われる。

(前田委員)

オウム真理教関連事件などは第1回の起訴から最後の追起訴までは相当期間がかかったのではないか。その外、ゴルフ場のスキミング事件なども、全国各地で相当被害者の数があるので、大分かかったのではないか。

(酒巻委員)

犯罪行為の実体をできるだけ明らかにして的確に処罰すべきという要請がある一方、法制度上それらを一括して起訴することはほとんど困難であり、追起訴ということが起こらざるを得ない。そして、追起訴がある事件は全体として裁判が複雑になるため、追起訴のない事件より長くなることもやむを得ない。だからと言って、迅速化のために追起訴をなくすべきということにはならない。ただ、追起訴のやり方に改善の余地はないか、また、将来、裁判員裁判の場合にどこまでを一つの裁判の対象とすべきなのかが問題なのだろう。

## ② 民事第一審訴訟事件に関する統計的な分析について

小林民事局第一課長から、資料2に基づき、民事第一審訴訟事件について、上訴の有無別の審理期間の統計的な分析について説明がされた。

(高橋座長)

資料2の図2の医事関係訴訟のデータが興味深い。建築瑕疵損害賠償もそうだが、審理期間と上訴の有無はあまり関係ないようだ。患者側勝訴の場合と病院側勝訴の場合とで結論が変わるのだろうか。

(仙田委員)

建築瑕疵損害賠償訴訟などは、一審で徹底的に不具合についての審理をするので、上訴の有無は、感情的な理由により決まるのだろう。

(秋吉委員)

裁判官として民事事件を担当していると、対席事件の中には、事案そのものを争っているのではなく、被告側の支払い能力がないために対席となるものもあり、こういった事案は深刻に争ってもいないし、一審の判決で収まるものがほとんどである。資料2の図5で上訴の有無で審理期間に有意な差が出ているのは、一般の事件の中には、このように形式上一応争うものも入っているために、上訴なしの方が審理期間がかなり短くなるのだと思う。

これに対し、医事関係訴訟などは、典型的に当事者の思い入れが強く、すべて本格的に争う類型であり、資料2の図6を見ても、上訴の有無にかかわらず、平均審理期間は同じになっている。医事関係訴訟では、調べるべきことは一審で調べてほしいという当事者の思いが強く、上訴の有無にかかわらずどうしても長くなる。

(中尾委員)

ここのデータは、実務感覚に割合近いものだと思う。上訴の有無による平均審理期間の差がないということは、逆に言うと、一審での審理が不十分なものが控訴されるのではないことを示しているのだろう。結局は、一審での審理を十分尽くし、その約半分は納得して結果を受け入れるが、あとの半分は事件の個性や感情が入り控訴をするということで、全体で見ると一審が長いものは控訴審も長くなるのは、事件の複雑さなどの個性に引きずられて審理期間が長くなる傾向があ

るということだろう。

(高橋座長)

資料2の、図8の対席判決のうち人証調べ実施事件については、上訴の有無による平均審理期間の差が図5の対席判決全体より縮まっている。これらを強引に見ると、人証調べをすると上訴が減るという見方も仮説としては考えられよう。

(小林民事局第一課長)

先ほど秋吉委員から御指摘があったように、形式上は対席だが実質的な争いが無い事件のタイプでは、人証調べをせずに終わるものも相当程度あるが、本格的に争う事案は人証調べをすることが多いので、その辺りが上訴の数値にも反映されていると思われる。

### ③ 民事訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因について

小林民事局第一課長及び早田行政局参事官から、資料3に基づき、民事訴訟の審理が長期化する傾向のある事件の類型ごとに、ヒアリング調査の結果などを基に、裁判実務における経験や感覚から、一般に審理を長期化させると考えられる事情を列挙したものとして、審理期間に影響を及ぼす要因について説明がされた。

(仙田委員)

資料3-1の2ページで、境界確定訴訟における公図や測量図などの不備が指摘されているが、私もそう感じている。今や測量技術にもITが活用され、技術も進歩しているのだから、もう少し、日本の制度にも活用できないかを感じている。司法の分野からも、土地の境界確定制度の見直しの必要性を発信すべきであろう。

建築関係訴訟における契約書の不備に関しては、平成18年秋に、いわゆる耐震偽造を契機として建築基準法や建築士法が改正され、設計・工事監理契約締結前に重要事項説明や書面交付を義務付けるなど、かなり改善はされた。また、工事の途中変更に関しては、工事監理契約書を付けなければ工事に入れないように省令で手当しようとの動きもある。建築業界は前時代的産業と言われていて、

法の基本的な部分は50年間ほとんど変わっておらず、書面化できていない部分  
がまだ多い。その辺りについては裁判所からも是非警告を発してほしい。そのほ  
かには、本来的にはデザインと構造設計とは別のものであるのに、ひとくくりに  
建築士としていることも日本固有の問題であり、そういった点の法整備が不十分  
であり、改善すべきだと感じている。

鑑定に関しては、医事鑑定や建築鑑定については、これまでも医学会や建築学  
会などが鑑定人の選定に協力しているが、今後は、知的財産、特に情報関係の分  
野については、学会との連携が急務であろう。

また、行政訴訟の分野では、景観法の成立により、今後、景観に関する訴訟が  
増えていくのではないかと。

(中尾委員)

相続関係訴訟に関しては、もう少しじっくりとまとめてよいのではないかと。遺  
留分減殺事件が挙げられているが、この類型は遺産の範囲と評価の関係が争点の  
核心であり、そこから色々な現象が起こる。当事者多数と言っても、大抵は、一  
人对大勢の2派に分かれて争うことが多く、当事者が多数だから長期化するとは  
言い切れないと思う。感情的対立が激しいことはそのとおりだが、特に地方では  
長男相続などの古い考え方と法の予定する均等相続とのせめぎ合いがその根底に  
ある。そういったことに裏打ちされた不公平感などが解消されていないことが紛  
争の背景にあるのであり、この対立関係の解消を図ることが当事者からも期待さ  
れているのだろう。

また、遺言無効確認事件など筆跡鑑定でほぼ解消できるものもあり、ここに列  
挙されている相続関係訴訟の中でも違いがあるように思う。

(高橋座長)

当事者が多数いて、各々がそれぞれの立場で争うという事案も、あるのではな  
いか。

(前田委員)

私の経験した事件の中には、現に6年近くかかっているもので、当事者が4人いて、それぞれ意見が違い、代理人もそれぞれが立てているという事案があるが、こういったものは、期日一つとってもなかなか入りづらく、調整が難しい。

(高橋座長)

感情的な対立については、どうか。

(飯田委員)

一般市民にとっては、感情的対立があるからこそ裁判所に紛争解決を求めるのであり、プロがそれを「長期化」の理由に挙げるのは、どうかと思う。社会活動に不慣れな人がやむを得ず訴訟のようなプロセスに乗せられて混乱してしまうという面が相続関係の問題だと思うので、お互いのトーンダウンのために必要なのであれば、ある程度長く時間をかけることも仕方がないことだと思う。

(山本委員)

飯田委員の御指摘の点はまさにそのとおりで、民事訴訟制度研究会が民事訴訟利用者の調査をしたところでも、当事者のパターンとしては、利益だけを問題として合理的に割り切れるタイプと場合によってはコストがいくらかかってもよいから真実解明を問題とするタイプなど様々であることが改めて分かった。相続関係訴訟の当事者は後者のタイプが多いのではないか。昔から法社会学の世界では言われていることだが、訴訟には利益紛争と人格紛争とがあり、後者の解決も司法の役割であり、それをどの程度合理的な期間で解決するか、そして、そのためにはどんな手続なり制度にすべきかということも前提の問題としてあるのだろう。

(高橋座長)

今回の資料は、ニュートラルに、そういった裁判についての考え方があると示しているが、その次のステップとして、裁判の結論に直接かかわらない部分に当事者がこだわることに對して司法制度としてどう考えるかについては、評価、分析の問題になるので、検討対象とするかどうかも含めて、考えなくてはならない。

(戸倉審議官)

今回お配りした資料は、第2回の報告書に向けて、あくまで長期化するものの類型と要因を列挙したもので、その是非にまで踏み込んだものではない。感情的対立の解決には手順が必要であり、法的紛争を議論する前提として感情的対立の解消に時間をかける必要が生じる場合があることは当然であり、ただ、そういう期間も審理期間に含まれていることを客観的に明らかにしておくことは重要だと考えている。

ほかの要因も同じように要因別に分類してみるということで、それが本当に不要なものかということはその先の議論と位置付けている。

(山本委員)

資料3について、個別の要因の整理の仕方については、まだかなり検討の余地があるのではないかと思うので、結論的に二点だけ申し上げておきたい。まず、これまでの検討会やヒアリングにおいて、訴訟類型ごとの整理とは別にその他の問題として指摘されてきたもの、例えば、裁判所の態勢の問題や弁護士の準備の問題などの位置づけは、どうなっているのか。資料3では「民事訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因について」とあるが、ここでは訴訟類型での整理をするというのであれば、そのような限定文言が必要となるのではないか。

また、資料3のように訴訟類型別に整理するとしても、これで網羅されていると言えるのか。今回行ったヒアリングは、統計データ上は「その他の訴訟」や「その他の損害賠償」としてまとめられているものについては、統計データだけでは中身がよく分からないので、現場で聞いてみようということで行うことになったという経緯があった。「その他」の典型例の一つであった相続関係訴訟などは資料3-1で取り上げられているが、これで尽きているのか。それ以外の「その他」のものも要因としてあるのではないか。例えば、資料3-2の行政事件訴訟では、長期化要因として、資料の偏在が挙げられている一方、資料3-1の民事訴訟事件では挙げられていないが、民事訴訟事件でも資料の偏在により長期化している類型はあるのではないか。類型として挙げたもののほかに審理期間に影響

響を与える一般的な要素があるか否かを慎重に精査すべきだろう。

(小林民事局第一課長)

資料3-1は、事件の性質や内容に内在する要因を中心として長期化要因を検討したものであり、とりまとめにあたっては、その他の要因も考慮していく予定である。

④ 刑事第一審訴訟事件に関するパターン分析について

佐伯刑事局参事官から、資料4に基づき、刑事第一審訴訟事件において審理期間が2年を超えた審理パターンの分析について説明がされた。

(河村委員)

全体に共通して言えることだが、争点を整理して、集中的に審理開廷を行えば、間違いなく事件は早期に終結するはずだった。逆に言えば、集中的、連続的な審理開廷について、裁判所を含めた訴訟関係人がどういう対応を取ったのかが問題なのかもしれない。

(酒巻委員)

河村委員御指摘のとおり、すべてのパターンに共通して言えることは、公判前整理手続を行って公判開始前に争点の絞り込みが出来ていれば、審理を計画的に無駄なく行えるだろうということである。公判前整理が必要ということは法律家の間では共通の認識だが、今後の統計資料の集積により、複雑困難な事件の審理の迅速化に役立っていくことが、数値的に裏付けができてくると思う。

ところで、非常に漠然としたことではあるが、刑事裁判の場合、被告人に迅速な裁判を受ける権利が憲法上保障されているが、他方で、ほとんどの事件は自白事件であり、そのような事件では迅速な裁判というのは迅速に処罰されることを意味することになる。そのため、刑事裁判の世界での迅速さというのは、非常に複雑な問題を抱えていて、被告人にとっては、裁判を早くしてもらいたいというインセンティブが生じにくい面もある。

また、今後は、被害者が刑事裁判に関与する場合が増えてくると考えられるが、被害者の立場からは、単に早くということではなく、事実がどうだったのか、何

があったのか知りたいというたいへん強い要請もあり、一層話が複雑になるが、刑事事件については、事案の真相解明、自白事件であっても丁寧という要請が国民の間に根強いので、そことの兼ね合いは永遠の課題としてあるということは意識しておく必要がある。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第19回 平成19年4月13日(金) 午前10時から正午まで

第20回 平成19年5月11日(金) 午後3時から午後5時まで

(以 上)